

令和7年（2025年）12月1日
建設委員会資料
都市基盤部道路管理課

（第118号議案）

特別区道路線の変更について

道路法に基づき、下記のとおり、特別区道路線の変更（以下「路線変更」という。）を行う。

記

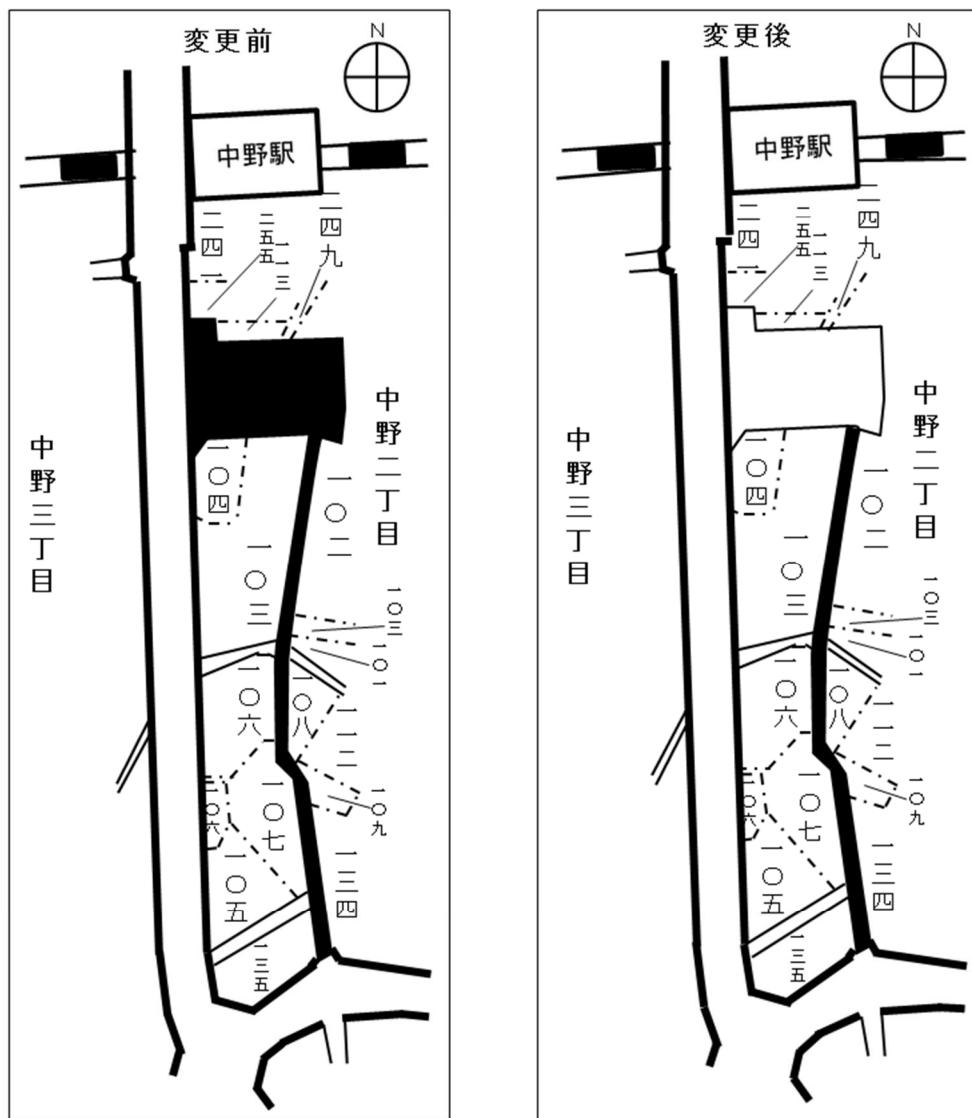
1 路線変更の理由

本路線は、主幹16号を新規認定することに伴い、重複する既存路線を変更するものである。

2 路線変更の対象路線

- ① 路線番号 24-20
- ② 位置 (従前) 起点 中野区中野二丁目135番4先
終点 中野区中野二丁目102番111
(従後) 起点 中野区中野二丁目135番4先
終点 中野区中野二丁目102番15
- ③ 延長 (従前) 233.09m
(従後) 196.91m
- ④ 幅員 (従前) 5.22m~6.36m
(従後) 5.22m~6.36m

中野区中野二丁目及び三丁目地内略図



凡例

都道

特 別 区 道

地 番 界

変更する路線